

北海道岩見沢西高等学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月5日 北海道岩見沢西高等学校長決定)

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

ア 全ての生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、及び支え合いながら、健やかに成長でき、安心して学習その他の活動に取り組むことができる、「いじめのない学校づくり」を推進する。

イ 校訓「創造・自律」を心に刻み、学校教育目標「心身とも健康な人を養う」、「努力を怠らない人を養う」、「創意をもって取り組む人を養う」、「協調性のある人を養う」の実践を生徒・教員全体で励行する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責務

ア 学校及び学校の教職員は、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

イ 学校及び学校の教職員は、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識を持って生徒に接し、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との信頼関係の構築に努めなければならない。

2 いじめの未然防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止のための措置

ア いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様について、次のようなものがあることを教職員全員で共通理解する。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。

(イ) 「いじめ」について、次の基本認識を全ての教職員が共有して日々の教育実践を行う。

- ・いじめは絶対に許されない。
- ・いじめは卑怯な行為である。
- ・いじめは人権を侵害する行為である。

- ・いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (ア) 各教科担任は、各教科等の特色を生かし、幅広いものの考え方や豊かな心の育成に努める。
- ・国語 … 国語による表現と理解の能力を育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高める。
 - ・地歴 … 我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深める。
 - ・公民 … 人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める。
 - ・数学 … 事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高める。
 - ・理科 … 地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについての認識を深めさせる。
 - ・体育 … ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度を育成する。
 - ・芸術 … 芸術を愛好する心情を育てるとともに、芸術文化についての理解を深め豊かな情操を養う。
 - ・英語 … 外国語を通じて、人間とのかかわりを築き、互いの立場や考えを尊重しながら伝え合う力やコミュニケーションを図ろうとする積極的な態度を養う。
 - ・家庭 … 生活に必要な知識と技術の習得を通じて、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解させる。
 - ・情報 … 情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させる。
- (イ) ホームルーム担任等は、ホームルーム活動や学校行事において、進路シラバスに基づく進路学習などにより、早い時期に、自分に適する職業を発見させて、将来の仕事への意欲・責任感を育てるとともに、人の話を真剣に聴く態度や思いやりの心を育てる。
- (ウ) ホームルーム担任等は、特別活動における望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとして、意欲的に問題の解決を図ろうとする態度を育てる。
- (エ) 生徒の社会性を育むために、外部講師を招き講演会を計画する。
- ・性教育講演会（1年次）
 - ・薬物乱用防止教室（2年次）
 - ・「生きる力」を育む講演会（3年次）
 - ・人権教育講演会（全校生徒）
 - ・ネットトラブル未然防止のための講演会（全校生徒）

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、次の通り指導する。

- (ア) 教科担任は、生徒が授業についていけない焦りや劣等感などによる過度なストレスを抱える

ことのないよう、個別の学習支援など、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を進める。

- (イ) 全ての教職員は、個人面談等によりホームルームや年次、部活動等における生徒の状況を把握し、望ましい人間関係が構築できるよう適切に働きかけるとともに、集団において、一人一人が活躍できるよう配慮した教育活動を進める。
- (ウ) 教科・科目における指導、生徒指導や教育相談などを充実し、生徒がストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることなど、ストレスに適切に対応できる力を育む。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供する。

- (ア) 1年次特別活動において、コミュニケーション学習プログラムやレクレーション大会などを通して、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱かせる。
- (イ) 英語検定や漢字検定などの資格取得した生徒に対して、全校集会等で表彰する。
- (ウ) 部活動においては、大会結果を全校集会で発表、表彰するなどし、生徒が自分の才能を発揮してから称賛・承認される喜びや他の部員と協同して部の目標達成を目指して努力する連帯感を感じさせるとともに、生徒一人一人が「伸びる喜び」を持てるように指導する。

オ 生徒自らがいじめについて考えを深め、いじめ問題に取り組む

- (ア) 生徒会は、各ホームルーム役員と連携して、お互いに明るく元気に挨拶を交わし、相手を思いやる声かけ運動を実践し、生徒が互いに優しく接する校風の醸成に努める。
- (イ) 生徒一人一人が才能を発揮でき、生徒同士のコミュニケーションを図る行事を企画し、実施する。
 - ・西高祭
 - ・秋季体育大会
 - ・春季体育大会
 - ・その他
- (ウ) 北海道教育委員会や岩見沢市教育委員会等が主催する、児童生徒による「いじめ対策会議」等に参加し、地域の小・中学生、高校生と意見交換する。

カ 生徒理解の深化

ホームルーム担任等による、個人面談など教育相談体制の充実を図り、生徒の内面に対する共感的理解を持った生徒理解を深める。

(2) いじめの早期発見

ア 学校の全ての教育活動において、生徒の会話や動きを注意深く観察し、「いじめのサイン」(別紙)を見逃さず、「いじめ」の早期発見に努める。

- (ア) ホームルーム担任は、SHRや昼休み、放課後などにおける生徒の動きや会話を観察する。
- (イ) 教科担任は、授業中の生徒の動きや会話を観察する。また、授業に向かう際、授業を終えて職員室に戻る際には、廊下での生徒の動きや会話を観察する。
- (ウ) 部活動顧問は、部活動中のクラス生徒の動きや会話を観察する。特に休憩時間における生徒同士の雑談に傾聴し、部員以外の生徒間の「いじめ」情報の入手に努める。
- (エ) 保健室の養護教諭は、生徒の「いじめ」の訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間の「いじめ」の情報を入手する。
- (オ) スクールカウンセラーは、生徒の「いじめ」の訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他

の生徒間の「いじめ」の情報を入手する。

(カ) その他の教員も、放課後や学校外で本校生徒を見かけた際は、生徒の動きや会話を観察する。

(キ) 保護者と緊密に連絡を取り合い、家庭における生徒の様子などを把握するとともに、保護者に、子どものことについて些細なことでも相談するよう働きかけ、「いじめ」の早期発見に努める。

イ いじめの調査等

いじめ又はいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒や教員に対して定期的な調査を次のとおり行う。

(ア) いじめアンケート調査（生徒向け、年2回）

(a) 第1回（記名、5月下旬～6月上旬）

(b) 第2回（記名、10月下旬～11月上旬）

(イ) 教育相談（ホームルーム担任または副担任と生徒が面談、随時）

(ウ) 保護者懇談（ホームルーム担任と保護者が面談、年1回、夏季休業中など）

ウ 校長及び生徒指導部長は、全校生徒に対し、機会あるごとに「いじめ」行為を見たときはすぐに教員に通報するように呼びかける。通報することは「いじめ」の被害生徒を助ける勇気ある行動であり、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」には大切な行動であることを説明する。

エ インターネット上への書き込み等による「いじめ」の早期発見のため、学校は定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込みを発見した場合は、速やかに削除要請を行うとともに、当該生徒等から事情を聞き取る。また、不適切な書き込みを発見した生徒は直ちに教員に通報するよう、日ごろから指導するとともに、通報があった場合には速やかに対応する。

(3) いじめに対する措置

ア 基本方針

(ア) いじめを発見した教員は、直ちにいじめを止めさせることを基本とする。

(イ) いじめを発見した教員は、その内容を速やかに、ホームルーム担任及び「いじめ等問題対策委員会」に報告する。

(ウ) 発見されたいじめの内容の程度、重大性、緊急性、波及性などを検討し、必要により、北海道教育委員会に報告する。

イ 被害生徒への対応

(ア) いじめを発見した教員やホームルーム担任等の関係教員は、いじめの被害生徒や通報した生徒の安心・安全を確保するとともにケアに努める。

(イ) いじめを発見した教員から報告を受けた「いじめ等問題対策委員会」は、まず、被害生徒のプライバシーに配慮した上で、いじめの状況を詳細に聞き取り、いじめの内容や、日時、場所、加害生徒の氏名等を把握し、いじめの構造を明らかにする。

(ウ) 被害生徒とその保護者には、加害生徒が示した決意を伝えるとともに、引き続き「学校はどんないじめも絶対に許さない」姿勢で取り組むことを説明する。今後、いじめがあった場合には、速やかに教員に申し出ることとし、その際には本校教員は直ちに対応することを伝え、学校生活への安心感を取り戻させる。状況に応じて、被害生徒に対し、相談支援委員会による教育相談や、スクールカウンセラーによるカウンセリング等により、支援を継続する。

ウ 加害生徒への指導

(ア) いじめの対応に当たっては、いじめの情報は、被害生徒や通報した生徒以外の第三者から入手したものとして扱う。

- (イ) イ(イ)で得られた情報に基づき、速やかに生徒指導部担当教員等が加害生徒から個別に事実を確認する。
- (ウ) (イ)で得られた情報に基づき、他の生徒への確認結果と照合し、事実の全容が判明しない場合は、加害生徒に再度確認するなどして、事実の全容を明らかにする。
- (エ) 生徒が事実を話さないことや態度がよくない場合であっても、教員は決して「体罰」を行ってはならない。
- (オ) いじめの事実の全容が生徒の証言で確定次第、「いじめ等問題対策委員会」を開催し、状況に応じ職員会議を経て、指導内容を決定する。
- (カ) 加害生徒への指導は、年次主任指導、生徒指導部長指導、校長訓戒、家庭謹慎、停学、退学のいずれかとする。校長訓戒以上の指導は、生徒と保護者が同席する中で行う。
- (キ) いじめの加害生徒とその保護者には、「学校はどんないじめも絶対に許さない」ことを厳しく伝えるとともに、いじめられている生徒の立場になって考えることや校訓「創造・自律」の実践の大切さに気付かせる指導を行う。また、状況に合わせて、被害生徒に謝罪することや二度といじめをしないことを誓わせることも検討する。
- (ク) インターネット上への書き込み等のいじめについては、書き込んだ生徒及びその保護者に対し、書き込みを直ちに削除するよう指示する。

エ 傍観していた生徒への指導

それぞれの行動内容に応じた適切な指導を必ず行う。また、必要に応じて、全校集会を開催し「学校はどんないじめも絶対に許さない」ことを周知し、再発防止の指導を行う。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ等問題対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、被害生徒への面談等を経て、いじめ等問題対策委員会にて判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ等問題対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ等問題対策委員会」を活用

し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(5) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。

イ 北海道教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。

ウ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) その他

ア 組織的な指導体制

(ア) 生徒のいじめについて、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ等問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(イ) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒が進学や転学する場合には、適切に引き継ぎや情報提供できる体制をとる。

(ウ) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(エ) いじめ等問題対策委員会は、教頭、生徒指導部長、保健・相談部長、養護教諭、年次主任、スクールカウンセラーをもって構成する。

イ 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年度当初に、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画し、必ず複数回実施する。

ウ 学校評価

いじめ防止のための取組について検証を行う。

(ア) 学校自己評価アンケートの実施

(イ) 学校関係者評価アンケートの実施

エ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について次の機会を通して地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。

(ア) 学校評議員会議

(イ) P T A 総会

(ウ) 学校ホームページのアップ

(エ) 西高ニュース、P T A 通信等の発行